AFTC INFORMATION

2025年12月23日

ディーラー及び車体整備事業者間の取引における下請法違反被疑事件の集中調査の結果について
－公正取引委員会等公表、2社に「勧告」、160社に「指導」－

公正取引委員会及び中小企業庁は、2025年12月22日付で、自動車ディーラーと下請事業者（以下「車体整備事業者」という。）の間の取引において行われている修理委託の下請代金（以下「代金」という。）等に係る下請法違反被疑行為について、本年4月以降に、集中的に調査を行い、自動車ディーラーに対して、2件の勧告（令和7年4月24日及び同年11月27日にそれぞれ措置済み※）及び160件の指導を行ったことを公表しました。

公表された、「主な違反行為の傾向等」と「今後の対応」の概要は、以下のとおりです。

※勧告については、2025年12月3日付の AFTC INFORMATION（公正取引委員会が下請法違反で「勧告」）をご参照ください

＜主な違反行為の傾向等＞

（1）書面の不交付・記載不備について

自動車ディーラーが、車体整備事業者に対して修理委託を行う場合には、取引条件を記載した発注書面等を交付する義務があるが、口頭発注が業界の慣習となっていたこと、急ぎの案件であったこと等を理由に、発注書面等を交付していなかった書面の不交付の事例が複数あった。

また、発注書面等を交付していた場合でも、車体整備事業者が実際に修理してみなければ作業内容が確定しないこと、修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、車体整備事業者が損害保険会社の査定を受けるまで見積金額が確定しないこと等を理由に、発注時に代金の額を記載していなかった記載不備の事例が複数あった。

（2）支払遅延について

修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、自動車ディーラーが、車体整備事業者と損害保険会社の間で修理代金に係る交渉が難航して代金の決定に時間を要したこと等を理由に、代金を支払期日までに支払っていなかった事例が複数あった。

また、車体整備事業者からの請求書の提出が遅れる又は提出されないことを理由に、代金を支払期日に支払っていなかった事例もあった。

(3)買いたたきについて

自動車ディーラーが、車体整備事業者からコスト上昇に伴う代金の見直しの要請があった場合には協議に応じる一方で、コスト上昇等により車体整備事業者のコストが増えたことが明らかな場合においても、要請がなかった車体整備事業者に対しては協議をすることなく、代金を据え置いていた事例が複数あった。

また、修理代金の支払に損害保険が適用される取引において、自動車ディーラーが損害保険会社との修理代金に係る交渉を車体整備事業者に任せた後、車体整備事業者が損害保険会社と協議した結果、レバーレート(1時間当たりの基本工賃)を引き下げる等により、修理代金を変更したにもかかわらず、自動車ディーラーは、車体整備事業者と協議を行うことなく、その修理代金から更に一律に自社分の利益として一定率を乗じて得た額を差し引いた金額を代金の額として定めていた事例が複数あった。

(4)不当な経済上の利益の提供要請について

自動車ディーラーが、発注時に委託内容として発注書面等に記載していないにもかかわらず、修理対象となる自動車の車体整備事業者の工場等への引取りを車体整備事業者に無償で行わせていた事例が複数あった。また、修理部品の引取りや修理後の不要部品の廃棄を無償で行わせていた事例もあった。

また、自動車ディーラーの顧客に修理期間中の自動車の代車として貸し出す目的で、車体整備事業者に無償で自動車を提供させていた事例も複数あった。

＜今後の対応＞

●本集中調査の過程において明らかになった下請法に違反する又は違反するおそれのある行為は、業界の商慣習が深く影響していることがうかがえる。

●自動車ディーラーと車体整備事業者との間の取引においては、改めて令和8年1月1日から施行される「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(下請法の改正法(令和7年法律第41号)による改正後の法律。以下「取適法」という。)の趣旨の周知徹底と法令遵守が求められる。

●公正取引委員会及び中小企業庁は、今回の調査・指導の結果を踏まえ、事業所管省庁と更なる連携を図りながら、引き続き、自動車ディーラーと車体整備事業者との間の取引の適正化に向けて、取適法に違反する又は違反するおそれのある行為については迅速かつ厳正に対応していくこととする。

○集中調査の結果の詳細については、以下の公正取引委員会ホームページをご覧ください。
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251222_dealer_honbun.pdf

◆会員各社におかれましては、このような、下請法(2026年1月1日以降は取適法)に違反する行為を行うことのないよう、改めて社内における周知徹底をお願いいたします。

この件に関するお問い合わせは・・・
一般社団法人自動車公正取引協議会　業務本部　四輪車業務部まで
TEL　03－5511－2111　　FAX　03－5511－2112